



主な内容

特集 1~2
安心して歩ける街へ
トピックス 3~4
●新型コロナウイルス感染症と
季節性インフルエンザの同時流行に
備えて
●希望のまちプロジェクトの
応援寄付金を受け付けています など
まちがいファイブ 5
情報ステーション 6~11
*最終ページは人口データと若松区の情報

特集 安心して歩ける街へ

11月15日から飲食店を含む全ての業種で
小倉駅周辺の禁止区域内における客引き行為などが禁止されました

小倉駅周辺の繁華街では平成29年ごろから、一部の居酒屋や飲食店などによる迷惑な客引き行為が目立つようになりました。中には道路に立って通行を妨げたり、つきまとったりして、市民やまちを訪れた人に不快感や不安を与え、まちのイメージダウンにつながりかねない状況となっていました。

このため、これまで地元の商店街や自治会、警察、市が協力して、定期的なパトロールの実施や商店街でのアナウンスなどを行ってきましたが、依然として迷惑な行為がなくなっておりません。そこで市では、地元の強い要望も受け、市民や観光客らが快適に公共の場所を歩くことができる、安全・安心を実感できるまちの実現に向け、「客引き行為等の適正化に関する条例」を制定しました。

STOP! 客引き!

禁止区域内の公共の場所で禁止となる行為



- お客さん! 安くしますよ!
- お客さん! 居酒屋どうですか?
- お客さん! すぐ案内できます!



通行人その他不特定の人の中から相手特定して、客となるように誘う行為は禁止です [キャッチ行為]



- うちの店で働きませんか?
- いい仕事紹介できますよ!
- うちの店なら人気ですよ!



通行人その他不特定の人の中から相手特定して、役務に従事するように勧誘する行為は禁止です [スカウト行為]



- あの人なら客になりそうだ。
- あの人うちで働きそうだな。



客引き行為等を行う目的で相手方となるべき人を待つ行為は禁止です

12月16日から客引きなどの行為を行った場合は、5万円の過料と氏名などの公表の対象になります。

特集は2ページに
続きます

市長からのメッセージ

小倉駅周辺では、目に余る客引き行為によって、多くの市民、また来訪者の皆さんが迷惑しているという問題がありました。それに対応するため、関係者の皆さんと慎重な議論を重ねて、本年9月議会で客引き条例が可決されました。11月15日から客引き行為等が禁止となり、12月16日からは、いよいよ罰則などが適用されます。条例では、全ての業種において禁止区域内での客引き行為等が禁止となります。客引き行為等については、今後も地域や警察などと連携しながら効果的に対応し、公共の場所における安全な通行、快適な利用ができる環境をつくっていきます。

北九州市長 北橋健治